

2020年3月31日

2020年度 JWTA 次世代育成強化指定選手 選考規程

1. JWTA 次世代育成強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、2024年・2028年パラリンピック等で優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該 JWTA 次世代育成強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、選考基準を以下に提示する。

*JPC 次世代アスリート育成強化事業選手選考規程を兼ねる。

2. 選考に際して基準とする事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること。
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること。
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること。
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること。
- ⑤ 2021年4月1日現在にて22歳以下であること。
- ⑥ 中途障がい者においては、2021年4月1日現在にて30歳以下であること。
- ⑦ 競技者として JWTA への会員登録年数が10年以内であること。
- ⑧ 国内大会に初出場してからの年数が10年以内であること。
- ⑨ 以下指定条件の何れかに該当していること。ただし、JWTA 強化指定選手(S/A/B/C/D)は対象外とする。
 - ・世界ランキング日本選手内 男子 上位 6名
女子 上位 3名
クアード上位 2名
 - ・ナショナルスタッフ推薦枠 4名まで
 - ※世界ジュニアランキングおよび国内ランキング等も参考に推薦
 - ※2024・2028年パラリンピックに向けて将来性を期待できる選手に限り、強化育成部にて厳正に審査し理事会で決定する。(下記【※1、2、3】を参照のこと)
- ⑩ JWTA 次世代育成強化指定選手の更新は、年2回(4月・10月)とする。
- ⑪ 多種目(日本代表レベル)との併用は認めない。
- ⑫ 次世代アスリート育成強化事業アンケート1・2の回答がいいえの選手は対象外とする。
- ⑬ JWTA より提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

- ※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に努める姿勢などを評価し選考の対象とする。
- ※ 2 自立した行動がとれる者に限る。
- ※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない。

3. JWTA 次世代育成強化指定選手としての遵守事項

- 指定された合宿への参加
 - 指定された国際大会への出場
 - 指定された当協会事業への参加協力
- ※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化育成部に理由を書面にて申告、強化育成部の了解を得なければならない。
- 大会出場予定ならびに結果報告
 - 健康など医学的状況変化の報告
 - アンチ・ドーピングに関する各種規定
 - 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
 - 社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し行動すること

以 上